練馬区立下石神井小学校PTA規約(改定案）

第１条（名称及び事務所）

この会は、名称：練馬区立下石神井小学校PTA
所在地：〒177-0042東京都練馬区下石神井2-20-18
以下、下石神井小PTA（保護者と先生の会）といい、事務所を同校内におく。

第２条（目的）

この会は次の事を目的とする。

1. 児童が心身ともに健やかに育つよう会員同士がお互いに助け合うことを目的とする。
2. 練馬区立下石神井小学校を充実させるよう学校と協力し活動する。

第３条（活動）

この会は前条の目的を達成するために、次のような活動をする。

1. 会員相互の教養の向上に資する諸活動。
2. 家庭と学校の緊密な連携による児童のよりよい生活と環境の整備。
3. 児童の教育や福祉のための他団体、および機関と協力する。
4. 特定の政党、団体や宗教に関わることなく、また営利を目的とする活動を行わない。
5. その他目的のために必要と思われる活動は都度ボランティア募集し行うが学校及びこの会に強制力はないものとする。

第４条（会員）

この会の会員は次のとおりとする。

1. 練馬区立下石神井小学校に在籍する児童の保護者。
2. 練馬区立下石神井小学校副校長及び教職員。
3. 毎年、会員の入会・継続の意向を紙面もしくはその他の方法で確認する。

第５条（経理）

この会の経費は会費及び協力金、その他をもってこれにあてることとする。

1. この会の会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日とする。
2. 会費は 1 家庭につき、1,000 円/年とする。
3. 第6条の規定により会長・副会長等の役員が選出されず、PTA活動が休止となる年度においては、原則としてその年度の会費徴収は行わない。
4. 中途退会についての返金は行わないこととする。
5. 非入会者から受け取った会費は協力金扱いとし、会費同様の取扱いとする。
6. 年2回の会計監査を実施し、会計監査の選出はPTA会員の中から立候補により正式な応募方法で応募後、総会で承認を得る。なお、会費徴収停止年度においても、既存の積立金等の保全のため年1回以上の会計報告を行う。

第6条（役員）

この会に次の役員をおく。

1. 役員人数
 会長 1名
 副会長 2名～（副校長含む）
 書記 1名～
 会計 1名
 会計監査は一般会員から選出する。
 上記人数を基本とするが、その年の立候補者数により変動することがある。
2. 会長の立候補者がいない場合であっても副会長等による代行は行わず、会長不在のまま、選出された役員間で協議のうえ、可能な範囲で活動を行うことができる。
3. 役員の立候補者がいない、あるいは著しく少なく通常の運営が困難な場合は、次年度のPTA活動（主催事業・通常活動・大型イベント等）を1年間休止することができる。
4. 前項により活動を休止する場合であっても、周年行事等の積立金および保有資産の適切な管理・保全を行うため、「会計」および「会計監査」は、募集し、機能は維持するものとする。なお、当該年度の会費徴収は第5条第3項の規定に基づき停止する。
5. 活動休止期間中における全会員への連絡、および次年度に向けた役員再募集の案内等の配信・配布については、保護者役員が不在となるため、学校側（副校長等）に協力を要請し、実施するものとする。

第7条（役員の選出、任期）

1. 役員は立候補により正式な応募方法にて応募した後、総会で承認を得る。
2. 役員の任期は1年以上とし、再選を妨げない。
3. 会員情報、会費等の取り扱いの観点からPTA役員の選出はPTA会員であることを条件とする。
4. 規約違反、不正を行った者は任期に関係なくPTA役員を辞退し、永年役員になることを不可とする。

第8条（役員会）

1. 役員会は原則として不定期開催とする。
2. 役員会は会長、副会長で構成し、必要に応じて本会役員を招集する。
3. 定例会において、年数回は学校側の責任者、役員との意見交換の場を設けるものとする。

第9条（総会）

総会は、この会の最高決議機関であり、全会員をもって構成する。

1. 総会は年に 1 回以上開き、年間活動計画の審議、予算の審議決定並びに会計決算報告、役員及び会計監査の選出、規約改定、その他必要事項を決定する。
2. 総会は会員の 1/10 以上の出席をもって成立し、会の議決は出席者の過半数の同意を必要とする。ただし、欠席者については、その者の委任状の提出をもって出席とみなす。
3. 役員は総会の事前に全会員に審議事項を知らせる。
4. 臨時総会は役員が必要と認めたときに開催する。
5. 活動に関してはPTAと学校それぞれが合意し総会にて決議をする。

第10条（係）

この会の目的を達成するため必要な係を置く。
≪安全係≫ 旗持ち、馬出し、パトロール。
≪広報係≫ 学校広報誌「さつき」の作成、印刷、配布

1. 立候補者がいない場合は次年度の該当する係活動は1年間休止する。
2. 第6条の規定によりPTA全体活動が休止となった場合であっても、児童の安全確保に直結する「安全係」については、PTAの活動状況に関わらず、有志のボランティアにより活動を継続できるものとする。

第11条（会員への報告）

書類の配信・配布を担当役員作成の後、役員内にてメール等を通じて確認し、副校長による確認を経て、担当役員より全会員に書類配布またはメール配信する。

第12条（個人情報）

この会がPTA活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供、管理及び開示については「個人情報取扱規約」を定め、適正に運用するものとする。

附則
1、この規約は昭和47年11月18日より実施。
2、改訂 令和3年4月1日
3、改訂 令和4年11月9日
4、改訂 令和6年4月1日
5、改訂 令和7年3月1日
6、改訂 令和8年11月18日（※総会決議日を記載）

慶弔金

児童・会員・教職員死亡の場合は本人に限り 5,000 円霊前に供える。
教職員が結婚・出産する場合は、 5,000 円をお祝い金とする。
その他の場合は弔事に限り、弔電をもって代えることとする。

PTA組織図

PTA総会 ― PTA役員 ---------- 安全係/広報係
| ・会長/副会長/書記/会計
|
|
|― PTA会計監査

練馬区立下石神井小学校PTA個人情報取扱規約

第1条(目的)

この個人情報取扱規約は、下石神井小学校PTA（以下「この会」という。）が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する 会員の権利・利益を保護することを目的とする。

第2条 (責務)

この会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、ＰＴＡ 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

第3条 (周知)

個人情報取り扱いの方法は、総会資料または通知などにより会員 に周知する。

第4条（個人情報の取得）

この会が取り扱う個人情報とは、会員から同意を得てＰＴＡ会長が 書面により、提出された次の事項とする。 氏名、電話番号、その他必要とするもので同意を得た事項。

第5条（同意の取り消し）

会員は、前条に基づき取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目またはすべての項目について、同意を取り消すことができる。
本会は前項の申し出があった場合、ただちに該当する個人情報を 廃棄、または削除しなければならない。ただし、会員名簿として すでに会員に配布しているものに対しては削除の連絡をすることでこれに替える。

第6条（利用目的）

この会は取得した個人情報は、次の目的のために利用する。
（１） 会費請求、その他文書の送付
（２） 緊急時・災害時などの連絡網の作成

第7条（管理）

個人情報は本会が適正に管理する。
不要となった個人情報は適正かつ速やかに廃棄する。

第8条 （第三者提供の制限）

この会は、次に掲げる場合を除き、本人の同意を得ないで個人情報 を第三者に提供してはならない。
（１） 法令に基づく場合
（２） 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
（３） 公衆衛生の向上または児童の健全育成の促進に特に必要 がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
（４） 国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する 必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第9条

活動内容を除く、ＰＴＡで知り得た情報等は家族含む第三者には一切公表してはならない。

第10条（開示、訂正）

個人情報の開示または訂正を希望する場合は、本人確認に必要な 書類を添付して書面にて会長へ申し立てるものとする。